

Q6-4.就業時間には上限の規定はありますか。

台湾の労働基準法の規定によると、労働者の通常労働時間は1日8時間であり、2週間で最高84時間となっており(労働基準法第30条第1項)、労働者は4時間労働するごとに30分の休憩時間を与えられます(同法第35条)。

残業について、雇用者は企業内の労働組合の同意、または労働組合がない場合は労使会議の同意を経た上で、労働者に対して時間外勤務を求めることができます(同法第32条第1項)。

時間外勤務とみなされる範囲は、以下のとおりです。

1. 労働時間が1日8時間を超過した部分
2. 2週間の労働時間が84時間を超過した部分
3. 変形労働時間の場合、変更後の労働時間を超過した部分

ただし、時間外勤務には上限があり、原則として通常労働時間と合わせて1日12時間を超えてはなりません。また、1ヶ月の時間外勤務は46時間を超えてはなりません(同法第32条第2項)。

なお、法定の通常労働時間を他の労働日に割り当てる際、現在、2週間、4週間または8週間の各期間内で労働時間を調整することができます。これは、中央管轄官庁が指定した業種に限られ、その業種の雇用者は労働組合の同意、または労働組合がない場合には労使会議の同意を経た上で、法定の通常労働時間を調整することができます(変形労働時間、同法第30条、第31条)。

以上のほか、労働基準法は裁量労働制に関する特別の規定を設けています。裁量労働制については、Q6-6をご参照ください。

お願い:

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や普華商務法律事務所(PwC Legal)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。